



2019年7月25日

2019年インド予算案 - 主な税制改正案(下院による修正を含む)

インドの新しい財務省のニルマラ・シタラマン氏は2019年7月5日に議会において2019-20年度の予算案を発表した。今回の予算案は、モディ政権2期目の最初の予算案となり、当該予算案は今後数年間にわたる主要なセクター毎の発展に係るロードマップを構築する取り組みとして考えられる。当該予算案が7月18日に下院により、一定の修正の上、可決された。また、7月23日に上院においても可決された。本資料において当該修正を盛り込んだ上の税制改正事項をまとめている。下院により修正された当該予算案は、大統領による裁可待ちの状態であり、大統領の裁可を経て、追って2019年財政法となる。

直接税法の改正案

課税率について

基本税率には変更がない。ただし、高額所得者の個人、ヒンドゥー教の不分割家族（HUF: **Hindu Undivided family**）や特定の目的・利益のために結成される団体である個人の組合および協会（Association of Persons(「AOP」)/ Body of Individuals(「BOI」)）に対しては、追加の課徴金が課されることとなる。

個人、HUF、AOP および BOI に対する適用課徴金は下記の通りとなる：

個人、HUF、AOP、BOI に課される課徴金 ¹	税率
課税所得額(インドルピー)	
5,000,000 以下	なし
5,000,001~10,000,000	10%
10,000,001~20,000,000	15%
20,000,001~50,000,000	25% ²
50,000,001 以上	37% ²

¹ 課徴金は課税所得額に基づく課税率に対して課される

² 2019年インド予算案により新しく導入された

個人、HUF、AOP および BOI に対する追加課徴金の影響で実行税率が下記のように引き上げられる:

項目 課税所得額 (インドルピー)	(2019-20 年度)				(2018-19 年度)				増加分
	最高 の 限界 税率 ³	課徴 金	健康 教育 目的 税	実行税率	最高 の 限界 税率	課徴 金	健康 教育 目的 税	実行税率	
5,000,000 以下	30%	-	4%	31.20%	30%	-	4%	31.20%	-
5,000,001~ 10,000,000	30%	10%	4%	34.32%	30%	10%	4%	34.32%	-
10,000,001~ 20,000,000	30%	15%	4%	35.88%	30%	15%	4%	35.88%	-
20,000,001~ 50,000,000	30%	25%	4%	39.00%	30%	15%	4%	35.88%	3.12%
50,000,001 以上	30%	37%	4%	42.74%	30%	15%	4%	35.88%	6.86%

法人に対する適用税率は下記の通りとなる:

内国法人

内国法人の場合	
2017-18年度における収入金額や総受領高が40億 ⁴ ルピー以下	25%
その他の場合	30%

売上高基準の 25 億インドルピーから 40 億インドルピーへの変更により実行税率が下記のように引き下げられる:

項目 売上高 / 総収入 (インドルピー)	(2019-20 年度)				(2018-19 年度)				減少分
	税率	課徴 金	健康 教育 目的 税	実行税率	税率	課徴 金	健康 教育 目的 税	実行税率	
25 億以下	25%	12%	4%	29.12%	25%	12%	4%	29.12%	-
25 億超~40億 以下	25%	12%	4%	29.12%	30%	12%	4%	34.94%	5.85%
40 億超	30%	12%	4%	34.94%	30%	12%	4%	34.94%	-

外国法人

外国法人の場合には、適用税率、課徴金等に変更はない。

³ Maximum Marginal Rate: MMR

⁴ 現在は、内国法人に対する該当基準値は 25 億インドルピーとなっている

税優遇策

● 電気自動車

1961年、インド所得税法において第80EEB条の導入により、電気自動車に係るオートローンの貸付利子について、一年において下記を条件に、150,000インドルピーまでの課税所得額からの控除が認められる:

- 当該オートローンは2019年4月1日から2023年3月31日の間に承認されたものであること
- ローン承認日に対象納税者がその他の電気自動車を所有しないこと

1. 手頃な住宅

- 1961年、インド所得税法において第80EEA条の導入により、手頃な住宅の購入のためのホームローンの貸付利子について、一年において下記を条件に、150,000インドルピーまでの課税所得額からの控除が認められる:

- 当該ホームローンは2019年4月1日から2020年3月31日の間に承認されたものであること
- 印紙税のための居住用物件の税評価額は4,500,000インドルピー以下であること
- 納税者はホームローン承認日に他の居住用物件を所有しないこと

- 現在、ホームローンの貸付利子に係る200,000インドルピーの控除額が認められているため、該当税制改正により150,000インドルピーの貸付金利の控除額が追加的に認められるようになり、その結果として、改正後のホームローンの貸付利子の控除額は、全部で350,000となる。

2. スタートアップ

- 現在、資格のある納税者に、スタートアップへの投資を目的に行われた居住用物件譲渡により発生する長期譲渡所得に対するロールオーバーのベネフィットが下記を条件に認められている:
- 譲渡対価(純価額)が資格のあるスタートアップまたは中小企業法の下でセットアップされた中小企業の普通株式の取得のために利用されていること;
- 納税者は該当企業の50%超の株式または決議権を保有すること;
- 該当企業が取得した資産を5年まで譲渡しないこと。

当該ベネフィットは2019年3月31日まで適用となっている。

- 該当税制改正による変更:
- 上記50%超の株式または議決権の保有に係る要件が緩和されて25%へに引き下げられる。
- 該当企業が取得した資産の内コンピュータまたはコンピュータソフトウェアに係る所有期間の要件は5年から3年に引き下げられる。

本ベネフィットの適用期間は2021年3月31日まで延長される。

- スタートアップに対する、事業所得計算上の欠損金の繰越・控除に係る規定は緩和される。該当税改正により、スタートアップは閉鎖的会社と同等な取り扱いの対象になり、該当会計年度における51%を超える株式持分の株主が、損失が発生した年と同じである場合、損失を繰越して控除することができることとなる。現在、該当会計年度にスタートアップの株主の株式持ち分が、損失が発生した年度と100%同じであることが必要とされている。

- 2019年2月19日付に産業・国内貿易振興課が発行した通知書（Notification No. 127(E））、によると、スタートアップは、1,000,000 インドルピー超の価額の証券、自動車等所定の資産に投資しないこと等、一定の条件を満たす場合には、時価に上回る価格で自社の株式を発行することができる。その他の納税者の場合には、時価と実際発行価格との差額が課税所得として扱われる。

上記の通知書で指定された条件への遵守を確実にするために、当該条件のいずれにも遵守しなかった場合には、FMV を超える株式の発行価格分は、遵守しなかった該当年度について、スタートアップの課税所得とみなされる。また、200%のペナルティーが課される。

3. ノン・バンク金融企業会社（Non-Banking Finance Companies (NBFCs)）

- ノン・バンクへに刺激を与えるためには、借り手が実際に払った利子の費用について課税所得の計算上損金に算入することが許容とされる。このベネフィットは現在、公的金融機関、インド準備銀行の第二スケジュールに含まれている銀行（Scheduled Bank）等に適用されている。

納税者の難点の除去

1. Ind-AS 適合企業のデマージャー

- 現在、租税中立的なデマージャーを実現できるように、当該分割により設立された新しい会社（承継会社）に、分割会社が移転した資産および負債を分割会社の帳簿価額で受け入れる・計上することが必要とされている。政府は、当該要件を緩和して、承継会社が当該資産負債を Companies (Indian Accounting Standards) Rules, 2015の別府に規定されたインド会計基準に遵守し、計上している場合には、当該デマージャーの租税中立性を保持する。

2. 非居住者への支払い

- 現在、非居住者への支払いの際に、支払者が源泉税徴収を怠った場合あるいは源泉徴収した上、当該税額分を政府に納付していない場合には、当該非居住者の受取者が自主的に該当所得に係る税金を納税したとしても、支払者が当該支払額の 100% を損金に算入できないこととなっている。
- 当該条件が緩和されて、非居住者の受取者が所得税申告し、納税を含みその他の所定された条件を満たしている場合には、該当申告日において支払者が当該源泉税分を徴収し納付したとみなされる。
- また、要件を満たしていない場合には、支払者が非居住者への支払額の内30%のみ（今まで100%でした）を損金に算入できないこととなり、居住者への支払いと同様に扱われることになる。

3. 納税者番号（Permanent Account Number: PAN）とアダール番号の取り換え

- 1961年、インド所得税法の下、PANを必要とする各手続きにおいて、当該個人がPANをアダール番号で取り替えることが可能となる。当該アダール番号に基づいてインド税務当局がインドの個人の固有識別データを扱う当局である Unique Identification Authority of India から当該個人に係る人口統計データを収集し、PANを発行する。
- 現在もし、PANとアダール番号が連動されていない場合にはPANが無効になってしまうこととなっているため、過去に行われた取引を保護するために、PANを無効にすることではなく、動作不能にすることを規定する。

課税ベースの拡大

1. 上場企業により自社株買戻し

- 現在、自社株買戻しの取引について非上場企業が20%の税率で課税されている（課徴金および健康教育目的税は含まない）。当該規定は、上場企業にも適用されることとなる。当該改正は2019年7月5日から適用となり、その結果として、当該上場企業の株式を所有する株主が受領する金額が課税対象にはならない。

2. 申告

- 次の者には所得税申告が義務付けられる（その他に必要とされていない場合）：
 - 該当課税年度において、当座預金口座に10,000,000インドルピー超をデポジットしている者
 - 海外旅行に200,000インドルピー超を費やしている者
 - 該当課税年間における電力消費量が100,000インドルピー超である者
 - 譲渡所得を他の居住用物件あるいは指定された負債に投資して免除を受ける者

3. 個人およびHUFに対する源泉税徴収義務

現在、居住者のコントラクター、プロフェッショナルへの支払いまたは手数料（保険の手数料を除く）・仲介口銭の支払いに対して、個人用である場合には、該当個人およびHUFに源泉税徴収の義務がない。また、個人またはHUFが行う事業・プロフェッションが税務監査の対象となっていない場合には、当該個人およびHUFに源泉税徴収義務がない。

ただし、予算案において以下の改正が提案されている：

- 所得税法において、新しい第194M条を導入し、個人またはHUFが契約上の作業の報酬、プロフェッショナルフィー、手数料あるいは仲介口銭として一年（課税年度）において支払うまたは貸記する総金額が5,000,000インドルピー超である場合には、5%の税率で源泉税徴収を行うことを必要とする。
- ただし、コンプライアンス負担を減らすためには、当該個人あるいはHUFが源泉税徴収者番号（Tax deduction Account Number : TAN）がない場合にも、ただPANを利用し、その源泉徴収税額分を納付できることとなる。

- 現在、居住者に支払われる農地以外の不動産の譲渡に対する対価が 5,000,000 インドルピーを超える場合には、1%の源泉税徴収が適用される。当該譲渡取引に際して発生する、クラブ会費、駐車場料金、電気・水道施設使用料、維持費、前払い金またはその他の類似の諸費用をすべて含むように「不動産の対価」という用語を定義することが提案された。

顔合わせのない税務調査スキーム

- 今年度において、ヒューマンインターフェースを含まない電子ベースでの税務調査プロセスのスキームが段階的に開始される。

移転価格に係る税制改正案

1. 特定の人による情報および文書の保存、保管および提示に関する規定の合理化

- 1961 年、インド所得税法において第 92D 条が取り換えられて、多国籍企業グループの構成会社による情報及び文書の保存・保管の要請及び必要な様式の提出は、当該構成会社が国際取引を行っていない場合でも適用されるものとする。

2. 第二次調整及び納税者に一回払いのオプションを与える規定

- 同法の第 92CE 条によると、下記のいずれかの移転価格に係る第一次調整が行われた場合に、第二次調整は必要になる
 - 自らの法人税申告書においてインド法人（納税者）が自主的に調整を行った
 - 税務当局員による調整を納税者が受け入れた
 - 事前確認制度（APA）に基づく調整
 - Safe Harbour Rules に規定されたマージン・レートに整合した調整
 - 相違協議（MAP）の手続き上の解決に従う調整
- 当該規定により、次の状況に第二次調整の適用は免除される：
 - 第一次調整の金額が 1000 万ルピーを超えない；
 - 当該第一次調整が 2016 年 4 月 1 日前の会計年度（FY）に関して実施された

1961 年、インド所得税法の第 92CE 条における税制改正について以下にてまとめる：

2018 年 4 月 1 日以降適用となる改正	2019 年 9 月 1 日以降適用となる改正
1000 万インドルピーの基準と 2016 年 4 月 1 日前の一次調整の条件は代替条件である	国外関連者が第一次調整に基づく所得移転額による現金超過分を保有し、適時に返金していない場合には、納税者に当該超過分あるいはその一部に対して、追加納税を行う日までの利息の計算に係る既存の要件に加えて、18%の税率で追加的な税額を支払うオプションが与えられる
国外関連者にある第一次調整に基づく所得移転額による現金超過分またはその一部に対して、インド法人（納税者）が利息収入を計算する必要がある	当該追加的税負担部に対して 12%の課徴金が課される

<p>本条項は、2017年4月1日以降に締結された契約に適用される。ただし、改正前の規定に基づいて既に支払われた税金の返還は認められない</p>	<p>課税対象となった該当金額について、課税所得計算上の損金算入は認められない</p>
<p>第一次調整に基づく所得移転額による該当現金超過分をインド非居住者であるいずれの関連企業（納税者の）により返還することが可能となる</p>	<p>納税者は追加的な税負担分を納税する場合にな当該納税日以降の期間について二次調整または利息の計算を行う必要がない</p>

3. 1961年、所得税法の第286条における「会計年度」の定義に関する明確化

- 多国籍企業グループの構成会社であるインド居住者法人は、当該グループに対して、各会計年度に代表として、国別報告書を提供する必要がある場合における「会計年度」の定義は明確化された。
- 提供された説明のとおり、2017年4月1日以降は、代表として報告書を提示する法人に適用される会計年度は、その親会社に適用されるものとする。

4. 事前確認制度（APA）による合意に伴い提出された申告書修正分に対する税務調査官の権限に係る明確化

- 調査または再調査が既に完了されていて、APAによる合意に伴い納税者が行った申告書の修正について、調査官は事前確認の内容に該当・連動する所得分について総所得額を修正し、更正通知を発行することとなる。

間接税法の改正案

本予算案において、物品・サービス税の下で提案された税制改正は、適用日に基づいて2つの区分に分けられている。以下でその要点をまとめている：

1. 2019年、財政法案（第2号）の可決後通知される日付で導入される税改正

- 中央物品・サービス税法（Central Goods and Services Tax Act（「CGST法」））において、代替簡易課税制度を追加し、直前の会計年度に5,000,000インドルピー以下の年間売上高を有する役務提供者または資産の譲渡と役務提供両方を行うサプライヤー（従来の簡易課税制度を適用する資格のない者）に対して6%の税率で物品・サービス税（Goods and Services Tax（「GST」））（CGST:3%および State Goods and Services Tax（「SGST」）:3%）を適用とする。
- 資産の譲渡に専念しているサプライヤーについては、GSTの課税売上高基準は、2,000,000インドルピーから変更されて、4,000,000インドルピー超となる。
- GSTへ登録する予定のあるまたは登録した者について、アダール番号の提出あるいはその他の照会を必須要件とする規定が挿入された。

- CGST 法に新しい第 31A 条が挿入され、役務提供者および資産の譲渡者に、受領者へ指定された電子支払方法によるデジタル支払の手段を提供することが義務付けられる。
- GST 申告のコンプライアンス要件が緩和されて、簡易課税制度に基づく課税を選択した納税者に年次申告および四半期ごとの納税は許容とされる。また、提案されている新しい申告システムの下で、所定の区分の納税者へ、四半期毎および月毎の支払いの手段が提供される。
- コミッショナーには、年次申告（様式 GSTR-9/9A）、調整報告書（様式 GSTR-9C）および源泉徴収税申告書（様式 GSTR-9/9A）の提出期限を延長する権限が与えられる。
- 納税者に、電子現金元帳（Electronic Cash Ledger）において、ある勘定科目から別の勘定科目へのお金の移動する手段を提供する（CGST 現金帳簿から SGST 現金帳簿へまたはその逆）。
- 利息は、同法の第 73 条または第 74 条に基づく調査手続の開始後に税金が支払われる場合を除き、仕入れ税額控除後の用納税額（net tax liability）に対してのみ課される。
- 中央政府は州税務当局関連税還付金を納税者へに発行することとその逆も同様に可能となる。

2. 2019 年、財政法案（第 2 号）の可決日から提供となる税制改正

事前教示制度のための内国抗告裁判所

- 内国抗告裁判所は、2 つ以上の州あるいは連邦直轄領あるいは両方によって、同じ問題について発せられた矛盾する事前教示に対する上訴を決定するように構成されています。
- 当該裁判所は、民事裁判所の権限を有し、上訴日から 90 日以内に判決を出し、自らの手続を規制する権限を有する。
- 当該裁判所が出した判決は控訴人および税務当局を拘束する。

Contact us

GSAP & Associates LLP
H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India
info@gsapadvisors.com
+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

This material is prepared by GSAP & Associates LLP (GSAP). This material (including any information contained in it is intended to provide general information on a particular subject(s) and is not an exhaustive treatment of such subject(s) or a substitute to obtaining professional services or advice. This material may contain information sourced from publicly available information or other third party sources. GSAP does not independently verify any such sources and is not responsible for any loss whatsoever caused due to reliance placed on information sourced from such sources. GSAP is not, by means of this material, rendering any kind of investment, legal or other professional advice or services. You should seek specific advice of the relevant professional(s) for these kind of services. This material or information is not intended to be relied upon as the sole basis for any decision which may affect you or your business. Before making any decision or taking any action that might affect your personal finances or business, you should consult a qualified professional adviser. GSAP shall not be responsible for any loss whatsoever sustained by any person or entity by reason of access to, use of or reliance on, this material. By using this material or any information contained in it, the user accepts this entire notice and terms of use.

©2019 GSAP & Associates LLP